

大個審答申第 67 号
平成 25 年 11 月 15 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 野呂 充

大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 24 年 7 月 31 日付け大福祉第 1497 号及び同日付け大北保生第 317 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 24 年 2 月 16 日付け大健福第 5685 号により行った開示決定（以下「本件決定 1」という。）及び同月 17 日付け大北保生第 954 号により行った開示決定（以下「本件決定 2」といい、本件決定 1 とあわせて「本件各決定」という。）に対する異議申立ては、異議申立てをできない事項について申立てがなされたものであり、不適法と認められることから、実施機関は、却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

- (1) 異議申立人は、平成 24 年 2 月 2 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「社援第〇〇号審査請求人〇〇審査請求に係る通知文について審査庁（大阪府）が審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しの送付のことが及び弁明書の提出を求めたこと等を記載し、処分庁（大阪市北区保健福祉センター）に送付した通知文とその通知文を受け取った日が記載された文書等。」の開示請求（以下「本件請求 1」という。）を行った。
- (2) 異議申立人は、平成 24 年 2 月 3 日、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「社援第〇〇号審査請求人〇〇の審査請求に係る通知文について審査庁（大阪府）が審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しの送付のことが及び弁明書の提出を求めたこと等を記載した文書等を処分庁（大阪市北区保健福祉センター）が、受け取った日が記載された文書等。」の開示請求（以下「本件請求 2」という。）を行った。

2 本件各決定

- (1) 実施機関は、本件請求 1 に係る保有個人情報として、「社援第〇〇号審査請求人〇〇審査請求に係る通知文について審査庁（大阪府）が審査請求書の副本又は審査請

求録取書の写しの送付のこと及び弁明書の提出を求めたこと等を記載し、処分庁(大阪市北区保健福祉センター)に送付した通知文とその通知文を受け取った日が記載された文書等。」を特定した上で、条例第23条第1項に基づき本件決定1を行った。

- (2) 実施機関は、本件請求2に係る保有個人情報として、「1 平成23年12月2日付け健康福祉局生活福祉部保護課長事務連絡『弁明書及び証拠物件の提出について』
2 平成23年11月30日付け社援第〇〇号大阪府知事通知『審査請求副本の送付並びに弁明書及び証拠物件の提出要求について(通知)』」を特定した上で、条例第23条第1項に基づき本件決定2を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年4月6日、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。)第6条第1号に基づき異議申立て(以下「本件各異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

本件決定1に係る開示決定通知書及び本件決定2に係る開示決定通知書(以下「本件各決定通知書」という。)の注意書きの記載内容等は、条例第3条(実施機関等の責務)、条例第6条第1項(収集の制限)、条例第13条(適正な維持管理)、条例第23条第1項(開示請求に対する措置)、条例第27条(開示の実施)、大阪市個人情報保護条例施行規則(平成7年大阪市規則第69号。以下「条例施行規則」という。)第12条第1項及び第2項(開示の実施)等に違反していると考えられる為、本件各決定の取り消しを求め、本件各決定通知書の注意書きの「注 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。」の記載(以下「本件注意書き」という。)の削除又は訂正等をした開示決定通知書又は保有個人情報の開示の実施を郵送により行う場合に、開示決定通知書を受付へ提示(開示決定通知書の確認)する日時、場所が記載された開示決定通知書の請求をする。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

実施機関は本件請求1に係る文書を大阪府より受け取った後、北区保健福祉センターへ送付するため送付書を作成し決裁を行っており、実施機関が作成した送付書と北区保健福祉センターへ送付した文書を特定し本件決定1を行ったものである。

2 本件決定2について

実施機関は、健康福祉局(当時)から送付された文書及び大阪府から健康福祉局(当時)を経由して送付された文書を特定して本件決定を行ったものである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件注意書きに対し不服を申し立てているが、本件注意書きは条例施行規則第8条第2項第1号の規定により第3号様式として定められたものであり、実施機関は規則様式に則り本件各決定に際し本件注意書きを行ったものである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 本件異議申立ての適法性について

- (1) 個人情報保護制度は、条例第1条で規定するとおり、「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める市民の権利」を保障するための制度である。
- (2) 開示請求権を規定した条例第17条第1項では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と定めているところ、同項に基づく保有個人情報の開示請求に係る決定に対する不服とは、「開示を受けたいのに、開示されない」ことに対する不服をいうと解される。
- (3) そこで、前記第3の異議申立人の主張を見ると、実施機関が本件各決定において特定した保有個人情報以外の他の保有個人情報が存在するはずであるとの主張とは認められず、本件注意書きの削除等を求めるものにすぎない。

したがって、本件各異議申立ては、保有個人情報の開示を求めるものではなく、異議申立てをすることができない事項について不服を述べるものというべきであるから、不適法というほかなく、実施機関は、行服法第47条第1項に基づき、本件各異議申立てを却下すべきである。

3 結論

以上により第1記載のとおり判断する。

(参考) 答申に至る経過

平成 24 年度諮問受理第 28 号及び第 30 号

年 月 日	経 過
平成 24 年 7 月 31 日	諮問及び実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 24 年 8 月 28 日	異議申立人から意見書の提出
平成 24 年 9 月 12 日	異議申立人から意見書の提出
平成 24 年 10 月 25 日	異議申立人意見陳述
平成 25 年 9 月 20 日	審議（論点整理）
平成 25 年 10 月 18 日	審議（答申案）
平成 25 年 11 月 15 日	答申